

# 愛がん動物用飼料の基準・規格の設定

平成21年3月31日

環境省  
農林水産省

# 目次

- I 基準・規格設定の作業状況及び今後の予定
- II 基準・規格の設定
  - 製造方法基準・成分規格
  - 表示の基準
- III 法律の施行体制等

# I 基準・規格設定の作業状況及び今後の予定

1. ペットフード安全法の施行までのスケジュール
2. 法施行後の基準・規格の設定について

# 1. ペットフード安全法の施行までのスケジュール

- ◆ 前回合同審議会(平成20年12月24日)終了後、
  - 平成21年1月中旬～ 基準・規格(案)及び施行規則(案)のパブリックコメントの実施
  - 平成21年2月上旬  
(～4月上旬) WTO-SPS通報の実施
  - 平成21年2月下旬～ ペットフード安全法に関する説明会の開催(全国9ブロック)
  - 平成21年3月31日 農業資材審議会・中央環境審議会  
第3回 合同会合
  - 平成21年4月下旬頃 基準・規格等の省令の公布(官報掲載)
  - 平成21年6月1日 法律の施行



## 2. 法施行後の基準・規格の追加設定について

- ◆法施行後も引き続き検討を行うこととしている成分等について、実態調査等を実施し、科学的知見を収集



農業資材審議会・中央環境審議会で基準・規格の設定を審議



- ◆成分規格・製造方法基準の追加等が必要な場合には、パブリックコメントやWTO-SPS通報等の必要な手続きを行い、省令を改正
- ◆新しい規制について事業者にも周知徹底、必要な準備期間の確保、消費者への広報

## Ⅱ 基準・規格の設定

- 製造方法基準・成分規格
- 表示の基準

## ○ 製造方法基準・成分規格

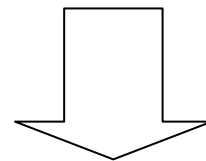
1. 基準・規格の対象
2. 基本方針
3. 設定に関する基本的な考え方
4. 基準・規格で規制する物質等
5. 次年度以降に検討する物質等



# 1. 基準・規格の対象

## 【愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(抄)】 (基準及び規格)

第5条 農林水産大臣及び環境大臣は、愛がん動物用飼料の使用が原因となって、愛がん動物の健康が害されることを防止する見地から、農林水産省令・環境省令で、愛がん動物用飼料の製造の方法若しくは表示につき基準を定め、又は愛がん動物用飼料の成分につき規格を定めることができる。



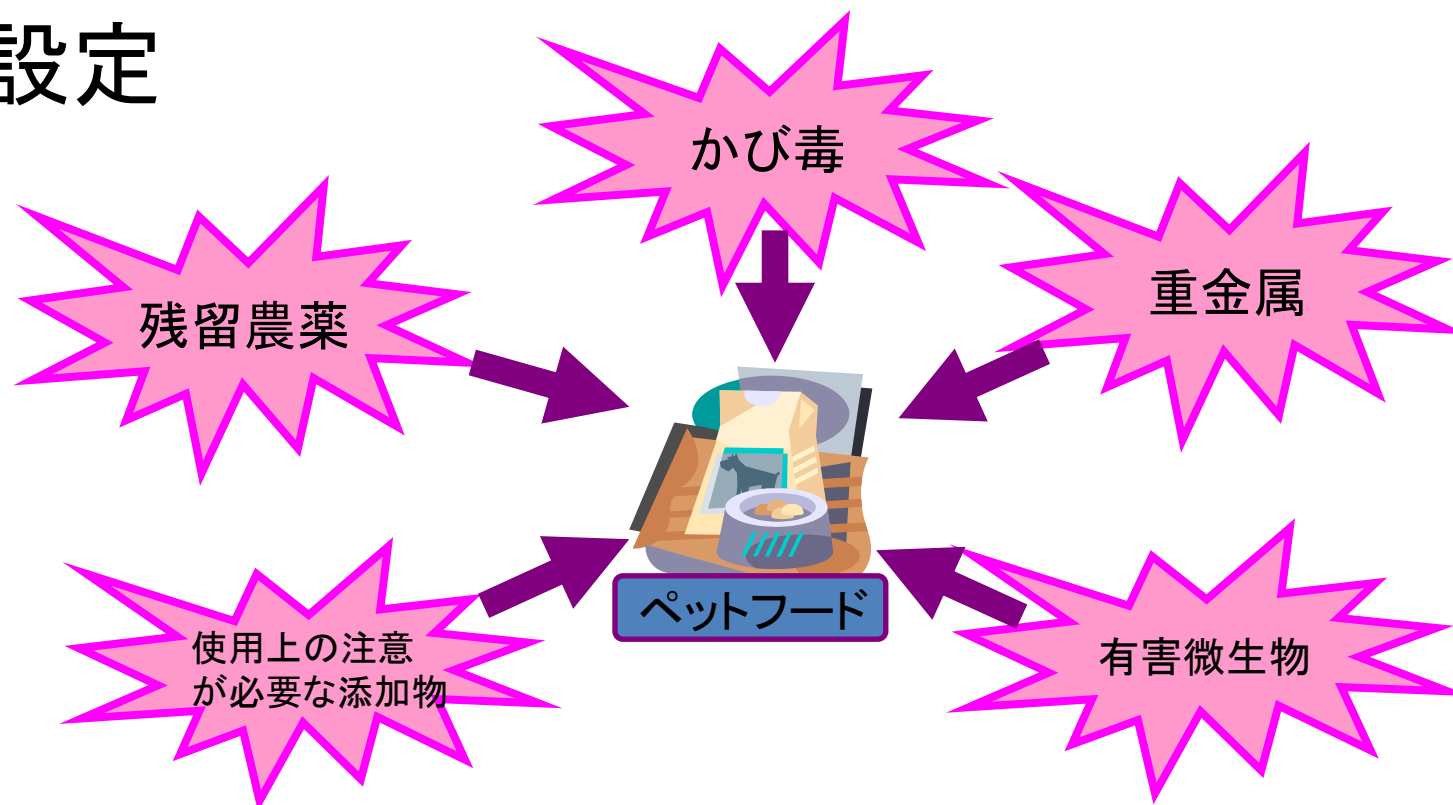
ペットの飼養者向けに販売され、広域流通する可能性のある犬用及び猫用ペットフードについて基準・規格を設定

## 2. 基本方針①

1. ペットに対する健康影響要因を特定するため、次のような事項を考慮
  - ① ペットフードによるペットの被害事例
  - ② ペットに対する健康影響の強さ
  - ③ ペットフードに使われる原料の汚染状況
  - ④ 諸外国における規制状況
2. 動物の生命及び健康の保護のための措置をとる場合は、科学的な原則に基づくことが国際的なルール

## 2. 基本方針②

3. 関連する科学的知見を収集し、健康に影響を与える可能性の高い要因を特定
4. 安全性を損なう問題などを考慮し、以下の5つのカテゴリーについて、基準・規格を設定



## 2. 基本方針③

5. 製品のタイプごとに水分含量が異なるが、基準値の水分含量は、最も一般的なドライタイプの値を参考にして、10%として設定
6. 国内の科学的データが十分でない場合は、諸外国（特に米国、EU）で設定・運用されている基準値等を参考に、暫定的な指導基準の設定等によって対応
7. 基準・規格の設定後も、科学的知見の収集に努め、新たな知見が得られた場合は、専門家の意見を聴きながら見直しを検討

### 3. 設定に関する基本的な考え方【かび毒】

1. かび毒とは、ある種のかびが農作物に付着・増殖し、産生する化学物質（天然毒素）のうち、健康に悪影響を及ぼすもの
2. 我が国で消費される農作物等を汚染する可能性があるかび毒として、アフラトキシンやデオキシニバレノールがあるが、まず、必要なデータが得られており、かつ、健康に対する影響の懸念されるアフラトキシンの基準値を設定
3. 次年度、ペットフード等の汚染実態データを収集した上で、デオキシニバレノールについても基準値を設定する方向で検討

### 3. 設定に関する基本的な考え方【重金属】

1. 重金属等は、自然界に広く分布し、その分布状況には地理的にかなり大きな偏り
2. 鉄や銅などのようにヒトや家畜等にとって必須のものも、カドミウムやヒ素などのように有毒なものもあり
3. 次年度、ペットフード等の汚染実態データを収集し、ペットに健康被害が発生する可能性がある物質について基準値を設定する方向で検討
4. 具体的には、四つの物質について検討：
  - 水銀
  - 鉛
  - カドミウム
  - ヒ素

### 3. 設定に関する基本的な考え方【農薬①】

1. 農薬とは、農作物の病害虫の防除などに用いられる薬剤で、農薬取締法に則って、安全性に関して審査され、適切な使用法が決定されているもの
2. 使用方法を遵守することで、農作物の安全を確保
3. ペットフードに食品や飼料の原材料が幅広く使われている実態を踏まえ、次の事項を総合的に考慮して許容量を設定する農薬を選定

- ① 原料中の残留濃度が高く、規制が必要か
- ② 食品や飼料の検査や実態調査において違反や検出頻度が多い物質か

### 3. 設定に関する基本的な考え方【農薬②】

1. ペットの体重、1日当たり消費量、ペットフード中の主な原料の配合割合のモデルを作成
2. ペットフード中の主な原料の配合割合とその原料について設定されている食品あるいは飼料としての残留基準値から、ペットフード由来の農薬摂取量を推計
3. ペットの体重と農薬の毒性データから、ペットの健康に影響のない農薬の許容量を算定
4. 農薬の摂取量が許容量の80%以下であることが確認の上、この摂取量に基づき、基準値を設定



### 3. 設定に関する基本的な考え方【添加物】

1. 一部の添加物については、適正な量を超えて使用された場合、ペットの健康に影響を及ぼすおそれ
2. そこで、一部の添加物については、健康影響に関するデータなどを考慮し、使用の上限值を設定する、あるいは製造で用いてはならない等の製造基準を設定
3. さらに、ペットへの健康影響に関する情報を収集し、基準値等の設定が必要な添加物については、専門家の意見を聴いた上で、順次追加

### 3. 設定に関する基本的な考え方【有害微生物】

1. 製造工程において適正な加熱処理や乾燥等が行われない場合、有害微生物が増殖してペットの健康に悪影響を及ぼす可能性
2. そこで、サルモネラ菌、ボツリヌス菌などのペットへの健康影響が懸念される微生物に関して、これまでの被害状況などを確認
3. 有害微生物の増殖を抑えるため、ペットフードの製造工程において、適切な加熱処理や水分調整などを行うことを製造基準として設定

## 4. 基準・規格で規制する物質等①

### ＜成分規格の設定＞

分類	物質等	基準値(ppm)	備考
かび毒	アフラトキシンB1	0.02	
農薬	グリホサート	15	
	クロルピリホスメチル	10	
	ピリミホスメチル	2	
	マラチオン	10	
	メタミドホス	0.2	
添加物	エトキシキン・BHA・BHT	150 (合計量)	犬用:エトキシキンは75 ppm以下

## 4. 基準・規格で規制する物質等②

### ＜製造方法基準の設定＞

分類	物質等	基準	備考
有害微生物	有害微生物全般	適正な加熱処理、水分調整等を行うよう製造基準を設定	
添加物	プロピレングリコール	猫用には用いてはならない	
原料全般	その他の有害物質等	有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある原料又は材料を用いてはならない	施行通知等で解釈を補足
全般的事項		法律第7条に基づき必要に応じて規制	

## 5. 次年度以降に検討する物質等

分類	物質等	備考
かび毒	デオキシニバレノール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次年度以降、汚染実態等のデータを収集した上で、基準値を設定する方向で検討</li> <li>・可能なものは暫定的な基準等を設定</li> <li>・必要に応じて対象物質等を追加</li> </ul>
重金属等	水銀	
	カドミウム	
	鉛	
	ヒ素	
有機塩素系化合物	BHC	
	DDT	
	アルドリン・ディルドリン	
	エンドリン	
	ヘプタクロル・ヘプタクロルエポキシド	
添加物	亜硝酸ナトリウム	
	ソルビン酸	

## ○ 表示の基準

1. 基本的な留意事項
2. 表示を義務付ける事項
3. ペットフードにおける表示の全体像
4. 公正競争規約との比較

# 1. 基本的な留意事項

表示の検討に当たっては、以下に留意

1. ペットフード安全法は、ペットフードの安全確保を目的としており、表示項目についても安全確保の観点から必要な情報であること
2. 消費者にとってなるべくわかりやすく、かつ、事業者にとって不必要なコストアップを強いるものではないこと
3. ペットフードの表示に関しては、「不当景品類及び不当表示防止法」(景表法)に基づく公正競争規約がルールとして既に機能しており、この規約との関係に十分注意すること

## 2. 表示を義務付ける事項

安全確保や問題発生時の原因究明の観点から、ペットフード安全法により、以下の5つの事項については表示を義務化

### ① 名称

犬用又は猫用であることがわかるような一般的な名称

### ② 原産国名

最終加工工程を完了した国

### ③ 賞味期限

設定方法は、専門家等の意見を聴いた上で、目安を示す予定

### ④ 事業者名及び住所・所在地

事業者名は、事業者の種別（製造者、輸入者又は販売者）と名称を表示

### ⑤ 原材料名

原則として使用した原材料（添加物を含む）をすべて記載。実行可能性を考慮し、穀類、魚類等の分類名による表示も認める。



### 3. ペットフードにおける表示の全体像

ペットフード安全法により表示が義務化される事項とともに、公正競争規約により表示される事項を合わせると、ペットフードに表示される事項は以下のとおり

- ①名称
- ②賞味期限
- ③事業者名及び住所・所在地
- ④原産国名
- ⑤原材料名

ペットフード安全法  
により義務化

- ⑥目的 (例: 成犬用総合栄養食)
- ⑦内容量 (例: 2 kg)
- ⑧給与方法
- ⑨成分 (粗たん白質〇%、粗脂肪〇%、粗繊維〇%等)

公正競争規約  
により表示

## 4. 公正競争規約との比較

ペットフード安全法と現行の公正競争規約において、表示方法が異なる主な事項は以下のとおり。

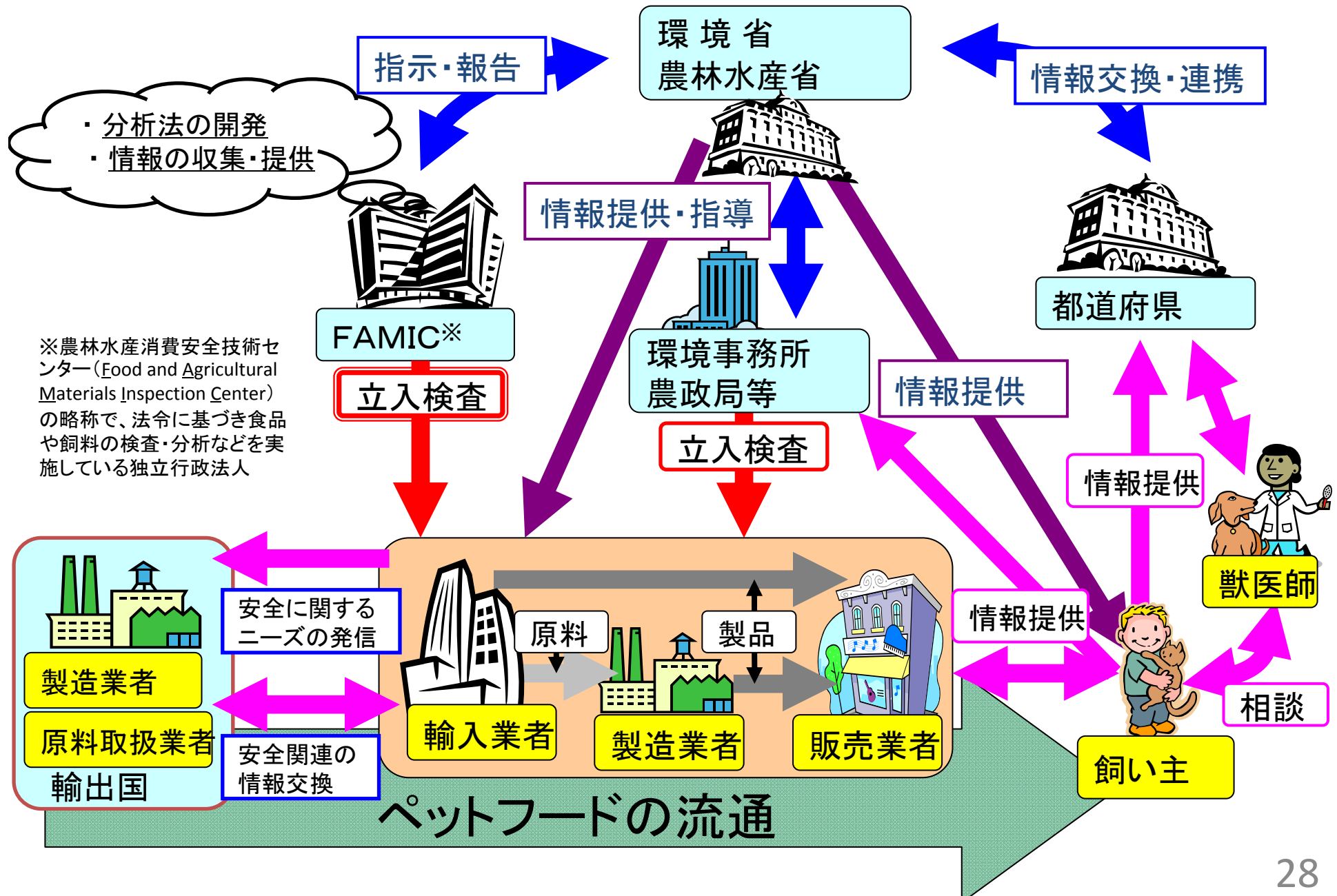
なお、公正競争規約についても、ペットフード安全法の施行にあわせて表示方法を改正する予定。

事項	公正競争規約	ペットフード安全法
賞味期限	「賞味期限」又は 「製造年月＋賞味期間」	<u>「賞味期限」の表示を義務化</u>
原材料名	主な原材料の重量の合計 が80%以上となるよう表示 使用した添加物は原則と して全て表示	<u>添加物を含めて、使用した原 材料は原則として全て表示 を義務化</u>
原産国名	「国産」の場合、省略可	<u>必ず記載</u> 「国産」との記載も可

## Ⅲ 法律の施行体制等

1. ペットフードの安全確保の体制
2. FAMICによる立入検査の進め方
3. ペットフード関係者との連携
4. 普及啓発の取組

# 1. ペットフードの安全確保の体制



## 2. FAMICによる立入検査の進め方

### 1. 原則として無通告で立入り、以下について検査

- ① 帳簿等
- ② 製造設備
- ③ 品質管理状況
- ④ 保管状況
- ⑤ ペットフードの分析

2. 現在、FAMICは、サンプリング方法や分析方法を確立するための作業を進めているところ

3. 立入検査の実施に先立ち、事業者がペットフードの安全確保や立入検査に当たって留意すべき事項をFAMICから示す予定

# 3. ペットフード関係者との連携



## 4. 普及啓発の取組

1. ペットフードの安全確保を図るためには、法による規制だけではなく、一般の飼養者がペットフードの与え方などについて正しい知識を持つことが大切。
2. 一般の飼養者への普及啓発を進めるため、平成20年度、環境省ではペットフードの与え方や保存方法等についてのリーフレットやガイドラインを作成。(ガイドラインは資料4を参照。)
3. 平成21年度も引き続き普及啓発を図っていく。